

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
堺西高等学校	通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが3件あった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の通勤手当に関する規則】 第20条 （中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）
	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	
	A	令和5年4月から 同年9月まで	12,000円	0円	12,000円	
	B	令和5年4月から 同年9月まで	137,170円	66,880円	70,290円	
	C	令和5年10月から 令和6年3月まで	42,600円	21,300円	21,300円	